

## ○練馬区自殺対策推進会議設置要綱

平成30年3月29日

29練健保第1160号

## (設置)

第1条 自殺が多様かつ複合的な原因および背景を有することを踏まえ、関係機関が連携・協力して総合的な自殺対策を推進するため、練馬区自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、つぎの事項について協議する。

- (1) 練馬区自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺の発生状況・背景についての情報共有に関すること。
- (3) 自殺対策に係る施策の検討と評価に関すること。
- (4) 自殺対策に係る関係機関との連絡・調整に関すること。
- (5) 自殺予防のための普及啓発の取組に関すること。
- (6) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

## (構成)

第3条 推進会議の委員は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員18名以内で構成する。

- (1) 学識経験者 1名以内
- (2) 保健関係者 1名以内
- (3) 医療関係者 2名以内
- (4) 福祉関係者 3名以内
- (5) 教育関係者 6名以内
- (6) 労働関係者 2名以内
- (7) 自殺防止等に関する関係機関に属する者 3名以内

2 推進会議に会長および副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、推進会議を主宰し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 推進会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、推進会議の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康部保健予防課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。